

第三編

税理士事務所の被災状況と その対応

一瞬の大地のゆれが、数十万人の被災者を生み出し、その中には、地域の全税理士事務所が含まれた。

被災税理士事務所が、被災した関与先の相談、支援、震災税務を引き受け、かつ地域の一般被災納税者の支援を行なうという非常事態が現出した。

税務署、財務事務所、市役所、そしてそこに勤務する職員もほとんどが被災者であった。

震災後の業務は、まず相互の被災の状況を尋ねあい、身辺の無事とその被害程度の僅少さを喜びあい、また慰めあうところから始まったのである。非常事態の中での異常な心理状態を相互に内包していたがこの間の訳の分からぬ興奮状態は、直下型地震による心的障害によるものであったのであろう。平常心に立ち返った今でも、客観的な視点で往時を回想することは難しい。

その大震災の非常事態、異常心理を、そのまま生の形で記録に留めるべく、本編を記述した。

- ある税理士の記録(3)
- 関与先の安否確認
- 関与先へのサポート
- 税務関連資料の配布
- 事業継続が困難な関与先へのアドバイス
- 震災特別融資の指導
- 事務所の被害状況
- 震災当日の行動
- 震災後の事務所職員の処遇
- 事務所再開の時期
- 被災後の事務所の足跡
- コンピュータの被害状況
- コンピュータの防災対策
- 体験を踏まえた防災対策
- 今後の事務所の展望

1

ある税理士の記録(3)



ある税理士の記録 (3)

1月17日	5:46	阪神地方に都市直下型大地震発生。
	9:00	交通手段全面不通に付き、自転車にて自宅出発。(ヘッドランプ・アウトドア用革手袋・ペットボトル・非常食等装備)
	11:00	悲惨な被災地の中の交通大渋滞を見て、自転車が利便性の点から便利だと再認識した。 事務所到着。(須磨区から中央区まで約2時間) ビルの倒壊は免れたが、事務所内はひどい惨状、ビル内階段は真暗なので、ヘッドランプが役に立つ。電源コンセント引抜。ガス元栓確認。倒壊書架の下から、フロップピーを収集。(全顧問先分を無事回収) 余震におびえながら、ガラスの破片の飛び散った室内を革手袋を装着して整理。所員は連絡不可能に付き、単独作業。
	15:00	二次災害の危険性が高いため、帰宅準備。(顧問先の電話帳を忘れずに持ち帰る。)
	16:00	帰宅途中、夕暮れ時の大火災の恐怖を体験。
	17:00	無事帰宅、体全体に経験したことのない疲労感が充満しているのを感じた。 顧問先への連絡を開始。(主に自宅へ連絡)
1月18日	9:00	顧問先に連絡するが、電話不通。 地震情報は、ラジオのみ。 中央区の火災発生ニュースに神経質になる。 所員との電話連絡不通。
	10:00	須磨区から長田区にかけての顧問先安否確認のため、自転車にて出発。前日と同様完全装備。(帽子・ペットボトル・非常食等) 余震続く。
	12:00	長田区の顧問先(食肉卸売業)へ行くと、近くの小学校へ避難しているとのこと。店舗・自宅は全壊だが、一家七人無事とのこと、ほっとする。
	16:00	帰宅。電話連絡が不通のため、顧問先との連絡がままならないので、不安になる。
	20:20	自宅隣家にて、出火。長男と二人して、貯め置きしていた貴重なバケツの水を使用したが消えず、毛布をかけて消火、一晩中、余震と火災事故の影響で眠れず。

1月19日	9:00	兵庫区の顧問先安否確認のため、自転車にて出発、水不足との情報があるため、ペットボトルを数本リュックに詰める。大火による類焼を免れた顧問先の家族の安全を確認してほっとする。二晩乗用車内にて、4人家族就寝したとのこと。
	15:00	数ヶ所の関与先の安否を確認して帰宅したが、事業再開のメドに関しては、全て悲観的だったのが印象的であった。
1月20日	9:00	自宅にて、西区、北区等比較的被害の少なかった関与先安否を確認。
	13:00	近隣の小学校にて医療品搬出のボランティア。
1月21日	11:00	事務所に到着。地震当日以来の事務所の整理。所員とは、今だ、連絡とれず、曲がってしまったスチール書架を見て地震発生当時の恐怖がよみがえる。 早朝時の不幸中の幸いを実感とする。
	15:00	帰宅途中、顧問先へ寄ってペットボトルを提供。
	17:00	帰宅。数社の顧問先から自宅へ無事確認の電話連絡があり、ほっとする。
1月25日	10:00	所員との連絡がとれ、私の車で迎えに行く途中、大渋滞に巻き込まれ、須磨区から中央区まで、2時間かかった。今日は、給料日なので、とりあえず全額支給。2時間かけて掃除。
	14:00	帰宅を早めるため、事務所を出る。 事務所再開を2月1日とする。
1月28日	10:00	神戸市外国語大学にて、神戸市主催の「緊急市民税務相談」に参加。地震による相続税相談が印象的だった。
	17:00	未経験の災害税務相談に、税理士としての責任の重さを感じる一日だった。
1月31日	10:00	再度、神戸市外国語大学での「緊急市民税務相談」に参加。大学の校庭では、一般市民・学生達が、救援物資の選別に頑張っている。
	17:00	2日間の税務相談を終える。税理士として微力ながら、ボランティア活動に参加できたことがよかったと思える一日だった。
2月1日		〈業務再開〉JR神戸駅迄の開通のため、神戸駅から元町駅迄徒歩、事務所再開の連絡を電話・ファックスで行う。コンピューターのチェック。コピー機は、全壊につき、使用不能、早速、納品の打ち合せ、トイレ使用には苦勞した。
2月3日		顧問先給料計算。雇用調整助成金の問い合わせ。地震による欠勤扱いの処理についての問合せ等。 手形未決済、手形消失等、未知の問題提起があり。

2月6日	帳簿・賃金台帳焼失のため、給料仮払時の取扱いについての問い合わせ多数あり。
2月20日	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律。 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律。 地方税法の一部を改正する法律等公布される。
2月27日	災害指定地域以外の納税者の確定申告準備を急ぐ。 災害復旧資金の緊急融資制度について資料送付。
3月7日	大震災に係る平成6年度の所得税・消費税の確定申告等の期限の延長が決定されたことに伴い、納税者の選別作業を進める。
3月10日	雑損控除にかかる損害額の簡易計算の概要について要点を整理し、関与先に文書配布。
3月23日	阪神大震災による被災者に対する還付申告等の税務相談に参加。
3月31日	神戸新聞「震災経営相談」掲載記事原稿作成。
4月11日	所得税の確定申告書作成準備を急ぐ。 納税者より早急に作成してほしい旨の依頼が増加。(融資理由による。)
4月30日	被災に伴う事業所の休業、廃止による失業給付及び、事業活動の縮小に伴う休業、出向を実施するものに対する雇用調整助成金の相談が増加。 (事業継続の不安が背景にあると思われる。)
5月2日	「税金・法律・融資の無料相談所」税務相談に参加。
5月20日	3月決算法人の確定申告準備に多忙。 災害復旧資金の「かけこみ緊急融資」が増加。 地方税(個人事業税・固定資産税・県市民税・自動車税)について納期限延長と減免措置について資料作成。
5月31日	所得税の雑損控除の簡易計算(一部損壊判定)の適用の有無について、税務署の対応変化に納税者が困惑している状況が、新聞紙上をにぎわしている。 被災納税者「救済の論理」が、国税庁から税務署へ意思伝達されていないようだ。

	この点に関しては、4月28日付で、近畿税理士会会長、森 金次郎 氏から、大阪国税局長宛に「要望書」が提出されたと聞いているので、タイミングがよかったと思う。
5月31日	被災により、5月31日までに法人税・消費税の申告ができないため、2件分、9月30日まで個別申請する。
6月10日	被災市街地復興推進地域に本社ビル（地震により全焼消失）を所有していた法人社長より、復興計画の概要説明を受けるが、将来の資金返済を考慮すると、事業再開メドが立たないとのこと。（建ぺい率、減歩等土地建物に関する規制強化も要因）
6月25日	税務署より、法人税等の申告期限延長の申請に関する確認があり、9月30日まで、個別申請するとの回答をする。
7月1日	“阪神・淡路大震災”の事業経営への影響についての支部アンケート回答。
7月8日	源泉所得税の納期特例に係る納付書作成及び特別減税計算に多忙。
7月24日	金融・税務緊急シンポジウム（支部主催）参加。
8月10日	支部研修会（震災税務を中心とする）参加。 テーマ(1) 相続税・贈与税の特例措置 (2) 譲渡所得の特例 (3) 地価税の減免措置等
8月18日	7年分路線価の公表に伴って、阪神・淡路大震災被災地域内の土地評価について、被災の程度に応じ路線価に一定の調整を行う措置が講じられることとなり、その調整率等も公表された。
9月14日	支部研修会に参加。 テーマ “震災後の財産評価について” 相続税・贈与税の計算の際の土地評価に地価の下落を加味する「調整率」が導入され、土地取引に利用の動きが出ている。他方で、思わぬ特例措置で、税金が大幅に減り、相続税・贈与税の申告が今秋から本格化しそうだ。
9月30日	法人税等の申告期限を個別延長申請した法人2社分の確定申告書を提出。 （延長理由…本社ビル全焼倒壊による帳簿書類消失） 税理士・弁護士など自由業団体（9団体）による被災市民のための支援を目的とした合同相談会に参加。（相談依頼件数175件）

10月5日	「阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律」の成立により、大阪府及び兵庫県の区域に本店が所在していた株式会社・有限会社の最低資本金充足期間が、被災の有無に係わらず、平成9年3月31日まで延長されたが、出来るかぎり、早期に充足できるよう決算対策（利益処分方式）を指示。
10月30日	事務所経営アンケートの集計結果が、支部広報誌に掲載されていたが、震災に伴う税理士報酬収入の大幅な減少が、印象的だった。 ただ、今後の見通しとしては、1～2年以内に震災前に回復するとの回答も多く、事務所経営に対する積極的な姿勢も感じられた。
11月10日	年末調整の最終チェック。 昨年に続いて特別減税が実施されたほか、税率構造の見直し、配偶者控除額等の引き上げがあり、関与先に資料配布。
11月15日	地震後、初めての法人調査立会。 担当者も、地震後とあって被災納税者に気配りしているのが、理解できる。被災者心情を考慮して、事前通知等、税務行政の適正手続が、今ほど必要な時はないだろう。
12月5日	年末調整資料準備に多忙。
12月8日	支部忘年会に参加。
12月29日	地震災害に明け暮れた1年だったが、来年の確定申告期を想像するに、平成7年分の申告者に加え、平成6年分の未申告者、雑損控除繰越対象者の申告等で例年をはるかに上まわる申告、相談が予想される。被災地域の税理士にあっては、被災納税者に対する支援活動を通じて、税理士の社会的使命の命題を再度認識して、申告、相談に取り組んでいく必要があるだろう。

2

関与先の安否確認



地震の発生によって、建物破壊、道路は通行不能、公共交通機関も中心部でマヒ状態となった。被害の状況が判明するに従い、死傷者の数は増加し、死者は6,000名に及ぶ大惨事となった。

被災地の税理士事務所やその関与先も被災した。

早晩の地震であったため、発生当初は状況把握ができなかったが、夜明けと共に、テレビ、ラジオの報道で徐々に事態の深刻さが判明、親族、関与先、職員のことが不安となった。

職員の安否を確認し、事務所の復旧作業と並行して、関与先の安否の確認を急ぐことになったが、通信、交通が思うに任せず、なかなか進まなかった。中には会社が全壊して所在不明のところもあり、また後に誤情報であったことが分かったり、全体の安否確認は相当日数を要した。

アンケート

関与先の安否確認はどのような方法でされましたか

- (a) 電話 738
- (b) fax 55
- (c) 訪問 387

被災後、1週間以内でおおむね安否確認ができましたか

- (a) おおむねできた 491
- (b) 半分程度できた 221
- (c) ほとんどできなかった 135

アンケートによると関与先の安否確認の方法としては、主として電話、FAXで行った事務所が総回答数の67%と多く、訪問による確認をした事務所が33%であった。

安否確認までの期間は、1週間以内に全部

できたと回答した事務所が総回答数の約58%、半分程度と回答した事務所が26%、ほとんどできなかった事務所が16%となっている。多くの事務所が関与先の安否確認を重点的に行ったにもかかわらず、短期間に目的を果たせていない。

これは震災によって、電話の破損や回線の混雑により機能停止したことが大きな要因となったことを示めている。非常時の情報の重要性を考えると、電話は情報の迅速な伝達の唯一の手段であり、電話の機能を確保することは、今後の危機管理上の課題である。

一般の電話は損壊（ビル全体の電話回線の切断など）や、被害がなくても回線が混雑状態になってなかなか通話できず、この状態が4～5日間続いた。

電話回線が通じていても、ビジネスホン、ホームテレホン（親子電話など電気を要する電話機）は、通電していなければ使用不能である。最新のビジネスホンは停電通話装置があるが、古いビジネスホンはついていないので停電時は使用できない。

局線と直接接続している電話、携帯電話、自動車電話が停電の影響を受けず有効であった。

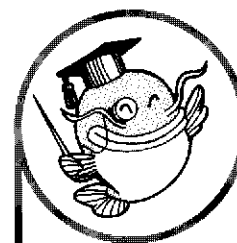
公衆電話は非常時の優先回線とされ、一般家庭の電話、事務所の電話よりかかりやすく、長蛇の列ができた。

訪問による安否確認をした事務所も相当数あったが、直後は公共交通機関は寸断され、電車、バス等の利用では都市中心部に入れず、訪問手段としては利用不可能であった。従って、恐らく徒歩、自転車、バイクによったものと思われる。

事務所によっては、終日歩いて関与先を回ったところもあった。急ぎよバイクを購入する事務所も増えたが、バイクは機動力があり

大変便利であった。

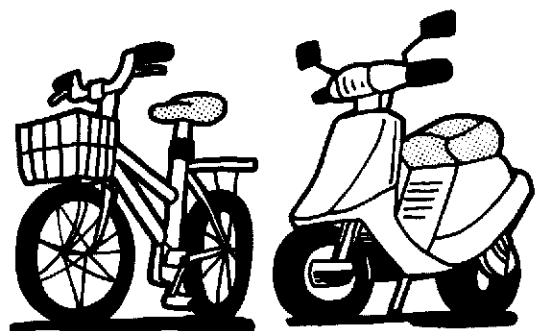
自動車は、東西線は道路が寸断されたため極端な渋滞状態となったが、南北の移動はできる状態にあったため、一部の関与先の安否確認は自動車も利用された。



防災の心得

通信

- ① 停電通話装置のあるビジネスホン、局と直接接続している旧来の電話、携帯電話等を備える。
- ② 自転車、バイクを備える。



- ③ 関与先、関与先の幹部社員、事務所職員の電話、FAX、住所のリストを事務所と自宅に備える。また職員にも所持させる。

体験談

1月17日 午前11時自宅出発、徒歩で午後2時事務所到着、被災状況確認。事務所に行く途中顧問先3件の被害状況確認全壊2、半壊1。

1月18日 自宅にて顧問先、税理士の安否確認を電話で一日中行った。

1月19日 地下鉄開通（西神中央～板宿間）。午前10時自宅出発板宿より徒歩で顧問先の安否確認。

1月20日 午後、バス、地下鉄、徒歩で顧問先安否確認。

1月22日 一日中自宅にて電話で顧問先の安否確認。

関与先の多くが被害を受け、事務所も倒壊したため、震災後一週間は自宅の電話を使って職員全員が関与先の安否確認を行った。

昼間関与先との連絡がとれず困った。安否確認は親族→関与先→支部の税理士→交友のある神戸方面の税理士の順序で行った。



当事務所の電話が使用できたのは21日

(土)であり、5日間外部からの電話連絡は受けられなかった。こちらからは携帯電話でかけることはできた。

関与先の連絡先は会社のみ記載しかないところが多く、このような場合社長個人の電話、携帯電話その他連絡先の情報も整理する必要があった。

関与先の安否確認のため避難所等を徒歩で訪問。

電話の無停電装置が意外に役立った。
(バッテリーが切れるまでだが)

兵庫南部地震

[illegible][illegible]

● 覚えあれば…
の1/2をえ、
四角か五十
をえは

その時、企業は…

[illegible]

悪夢に負けず いざ復興



オートバイが直立つ道路わきではバスを待つ人たちの足元の危険が
神戸市須磨区赤松町で23日午前8時過ぎ、本社へリガ

阪神大震災 1 週間

夢の奥に、なぞ一語の
こゝには、無神大體の神
話では無い。こゝには、
なぞの山に、なぞの神が
な、ナマリヤンやナマリ
の神、夢神が居り、即
ち神に、なぞの、い、い、
の、が、交、た、り、し、
な、る、所、に、
居、つ、て、一、二、年、も、
十、七、八、年、の、間、に、
居、た、れ、ば、イ、ン、ル、エ、
に、居、る、と、な、る、と、
し、る、と、な、る、と、

通勤地獄
バイク・ラッシュ

[illegible]

地震

避難の店
1000万円被害

「う回列車」乗り換え
客から降りる

——JR谷川駅、大湫帷——



3

関与先へのサポート



税理士事務所の関与先は、主に中小零細企業であるが、この規模の企業や商店では、日頃からの危機管理は極めて不十分であると思われる。

これは単に危機管理の心掛けがないというのではなく、業務に邁進せざるを得ない環境から精神的、時間的なゆとりがないこと、また危機管理のためのコストに耐えられないことなどの要因が背景にある。

今回のような災害に際しても、危機管理が十分でないだけに、その打撃は経営上極めて深刻な事態を招きうるものとなる。

日頃から事業経営に係わる税理士事務所は、経営者の相談相手であり、経営者の側からの期待も強いものがあって、本来の税務、会計に関する業務だけというわけにはいかない場合が多い。

震災直後、多くの税理士事務所が関与先に行った支援活動は、企業経営に関することは当然ながら、それにとどまらず、水、食料等の生活に必要な物資の輸送や、関与先社員の住宅捜しなどの世話もしたところがあった。

また、税理士事務所が被災した場合は、関与先からの支援を受けたケースもあり、事務所と関与先の関係は極めて強いつながりがあるものである。

アンケート

被災後、関与先にどのようなサポートをしましたか。(複数記入もよい)

(a) 税務関係資料を送った	312
(b) 金融情報を送った	236
(c) 人事、雇用関係の情報を送った	102
(d) 激励・見舞文を送った	257
(e) 関与先被害カルテを作成した	77

(f) 特に求めがあるまで何もしなかった	227
(g) その他	
○ 見舞いの電話	6
○ 金融・税・ライフライン等情報提供	8
○ 見舞い廻り	9
○ 融資手続き	2
○ 見舞金	6
○ 社員の無料還付申告	3
○ 避難所訪問	
○ 元帳再プリント、税指導	2
○ 水・食料	2
○ 顧問料一時停止	2
○ 被災状況確認	2
○ 全てのニーズを聞く	
○ 被災写真をとる	
○ 未処理の仕事を尋ねる	
○ 修理業者の世話	

アンケートによると税務関連資料（312件）、金融情報（236件）、人事、雇用関係の情報（102件）を送った事務所が多かった。

特に税務関連では、震災特例法等の緊急立法により、災害税務に関する情報を早く伝達する必要があった。各種の税務書類の提出期限の延長に関する事項、また個人確定申告期を間近に控えての雑損控除の簡易計算の説明、さらに地方税関係の減免手続きなど、早急に伝達すべき事項が煩雑に発生し、事務所によっては、金融情報などとともに冊子に編集して発送するところも多くあった。

金融情報については、震災融資等マスコミの報道が先行したが、確かな情報は金融機関の窓口、税理士も参加した被災者相談所でパンフレットにして配布された。

税理士事務所はこれらのパンフレット、マ

スコミ情報を整理して、FAX、コピーで情報提供した。被災後しばらくは、税務よりも金融問題が関与先の相談案件の多くを占め、融資の情報提供やアドバイスは重要な仕事となった。

失業給付の特例や、雇用調整助成金の特別措置が決まったため、これに関連する情報提供、アドバイスも必要となった。

直後は、「り災証明書」を市町から受け取ることが義援金の交付を請求するために必要だったので、「り災証明書」に関する情報も発信した。

被災当初の時期は、情報がやや混乱しており、税理士が正確な情報を収集し提供することが関与先にとって意義があったと思われる。

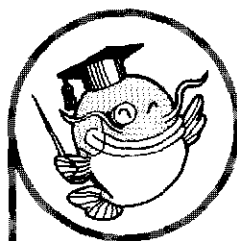
失業給付の特例給付

災害救助法の適用地域（15市7町）にある事業所の労働者で、①休業、廃止により一時的に離職せざるを得ない人、または、②通勤の困難な人で賃金がもらえない人を対象に、1人1日当たりの最高限度額9,040円（離職前6ヶ月間の賃金の6～8割、6ヶ月間勤続者のみ）を、勤続年数に応じて90日～300日間を限度に支給された。対象期間は平成8年1月16日までで、事前に実施計画書を提出することが原則であるが、今回は事後提出（平成7年2月22日までに提出すれば1月23日以後の休業から助成される。）を認めた。なお、平成7年1月17日から平成7年1月22日までは助成の対象となっていない。

雇用調整助成金の特別措置

今回の事業体の被災に伴い、激甚災害に指定された地域を所轄する職安の管轄内の事業所で、事業活動の縮小を余儀なくされて休業等を行い雇用の維持をはかった事業主に、賃

指定期間は、平成7年1月23日から平成8年1月22日までの1年間で、受給期間は1人200日を限度とし、1人1日当たりの最高限度額9,040円(教育訓練は訓練費として1人1日当たり3,000円加算)。なお、平成7年3月実施分での雇用調整助成金実施計画届受理状況は、事業所数1,493所、延べ日数510,161人日、対象人員49,519人であった。対象人員1人当たりの休業日数は平均約10日であった。



情報

- ① 新聞の必要記事を収集しておく。
- ② 税務署、県庁、市役所、社会保険事務所、職業安定所などの官庁発行のパンフレットを収集する。
- ③ 特に非常時は、あらゆる機関から様々な情報が出されるので、この収集、整理をする。



体験談

震災後一週間以内に全顧問先を訪問し、金融対策をとった。

約1ヶ月は本来の仕事はできず、顧問先の人事、融資情報を得るため県と市発行の震災ニュースのコピーを顧問先にFAXした。

顧問先で水の必要な所へ水をポリタンクで搬送し大変喜ばれた。(ポリタンクの入手に手間取った。)

顧問先の会社の社員その関連する人達、ご近所の人達に所得税の減免特例等があったので、ボランティアのつもりでたくさんさんの個人申告書を作成した。

確定申告書の用紙が未着なので西宮税務署に出向き問い合わせたところ用紙が散逸しているとのことで、数日後再び署に行き関与先分とその外の分の用紙を預かり配りました。50件預かり15日間をかけご本人宅に届けお見舞いの言葉と再起の激励をした。

甚大な被害のあった関与先の荷物の持ち出し(書類等)に人手を要する所が多く、一ヶ月位は弁当持参で職員を含めまっ黒になって手伝ったことが一番感謝された。



震災後1週間位は全く状況が把握できず、顧問先の被害がわからなかった。連絡のついた顧問先で被災した企業が、先づ一番目に直面したのは従業員の雇用問題、次に金融問題でした。専門外のことゆえ相談場所の通知やその資料づくりに

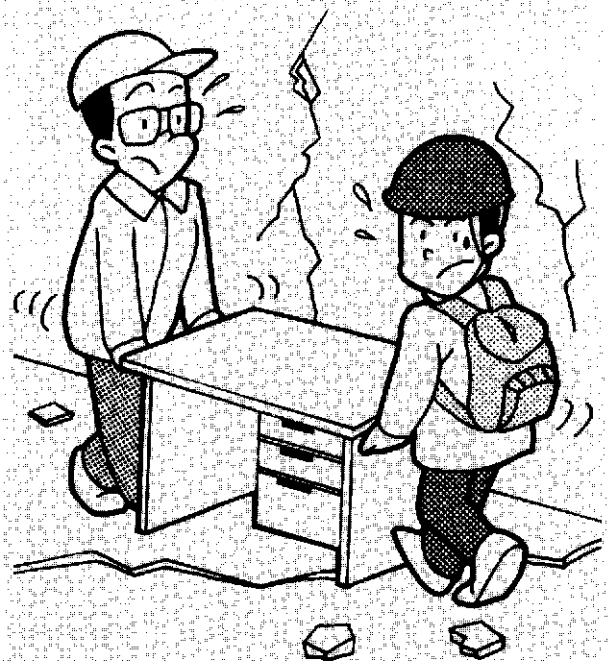
忙殺された。



顧問先に流す震災対策情報については、近畿税理士会としてこれからも力を入れて欲しい。税理士の重要な仕事は適確な方向指示をして顧問先を安心させることである。

当事務所としてできたサービスは「事務所速報」として税制の特例等情報を冊子にして配布、非常に喜ばれた。

1月31日まで自宅で待機。この間諸税申告期限の延長その他震災特例の概要はテレビ、新聞により勉強し、当面の要処理業務は関与先と電話で処理した。



4

税務関連資料の配布



震災の直後、1月20日は、「源泉所得税の納期の特例適用者に係る納期限の特例」の納付期限、1月31日は、「合計表・法定調書」の提出期限、償却資産税の申告期限、続いて2月10日は、1月分の給与の源泉所得税の納付期限が、震災の混乱の中で迫っていたが、国税庁は、いち早く1月25日に「告示第1号」で国税通則法11条に基づく申告等の提出期限を、地域指定（11市7町）により、とりあえず延長したため、税理士事務所の事務の混乱は回避された。平成6年分所得税確定申告書の提出期限等も同様に延長されたため、税理士事務所は、関与先納税者の被災による相談事案に対応できることになった。

被災から1～2ヶ月は、上記のような、緊急処置や、災害特例法等の緊急立法、地方税関係の減免が次々と発表され、これらの税務情報を的確、かつ、迅速に関与先に伝達することが大切な仕事になった。

アンケートによると、「関与先にどのようなサポートをしましたか」の問に対し、「税務関連情報を送った」とする回答が、312件で最も多かった。

その方法、内容は、各事務所で様々である。方法については、小冊子にまとめて送付した事務所、逐一、入手のつどFAXで流した事務所、職員を派遣して説明した事務所などがあつた。

内容は、税務署を始め官公署が作成した説明書、パンフレットや、税理士会での研修会等で入手したテキスト、資料、知人の税理士から提供されたものなど多種多様であつた。

税理士会内の任意の研究グループでは、情報の集積場所を設置して、グループ内の税理士の情報入手の拠点としたところもあった。

雑損控除の適用にあたっては、平成6年への遡及を選択できることとなったため、納税者

の所得ランク別、雑損控除額のランク別の有利不利選択表を作成し、FAXで支部会員に提供した会員もあった。

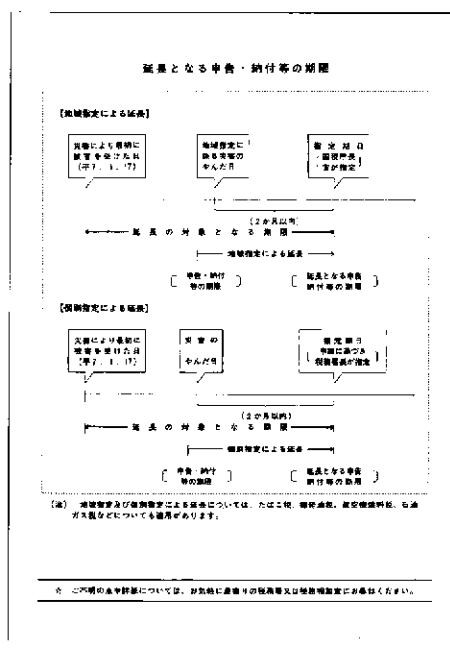
特に地方税関係の減免申請は、期限が切られているにもかかわらず、案内が一度のみで、減免申請の機を失するケースも多かったので、適切な情報には具体的、現実的意味があった。

それぞれに、当時の税務情報の価値の重み、関与先に伝達することの重要性を理解していたと思われ、相互扶助、ボランティア精神を発揮したようである。

関与先に配布した税務関連資料

1. 申告期限等のお知らせ（国税局作成）
2. 阪神・淡路大震災への税制上の対応について（国税局作成）
 - ① 申告所得税関係
 - ② 法人税、消費税、源泉所得税、印紙税関係
 - ③ 資産税関係（相続税、贈与税、所得税）
3. 阪神・淡路大震災に関する諸費用の法人税の取扱い（国税局作成）
4. 雑損控除の計算例・確定申告書の記載例（国税局作成）
5. 住宅、家財等に対する損害額の簡易計算（国税局作成）
6. 各種地方税の減免制度のパフレット及び減免申請書用紙（各自治体作成）
7. 地方税関係の延長期限のお知らせ（各自治体作成）
8. 阪神・淡路大震災で被災された方へ一申告相談のご案内（各税務署作成）
9. 阪神大震災に係る税務上の取扱いについての資料（近畿税理士会作成）
10. 平成8年度住民税申告の取扱いについて（近畿税理士会神戸支部作成）

11. 新聞等で報道される税務関連ニュース（各新聞社）



阪神大震災で被災された方へ心からお見舞い申し上げます。

大塚面税務・税務署

命の危険を冒して被災された方々については、次のような国・地方自治体の被災者支援策が実施されています。

【被災者支援策】

1. 被災者支援策の概要

2. 被災者支援策の概要

3. 被災者支援策の概要

4. 被災者支援策の概要

5. 被災者支援策の概要

6. 被災者支援策の概要

7. 被災者支援策の概要

8. 被災者支援策の概要

9. 被災者支援策の概要

10. 被災者支援策の概要

11. 被災者支援策の概要

12. 被災者支援策の概要

13. 被災者支援策の概要

14. 被災者支援策の概要

15. 被災者支援策の概要

16. 被災者支援策の概要

17. 被災者支援策の概要

18. 被災者支援策の概要

19. 被災者支援策の概要

20. 被災者支援策の概要

21. 被災者支援策の概要

22. 被災者支援策の概要

23. 被災者支援策の概要

24. 被災者支援策の概要

25. 被災者支援策の概要

26. 被災者支援策の概要

27. 被災者支援策の概要

28. 被災者支援策の概要

29. 被災者支援策の概要

30. 被災者支援策の概要

31. 被災者支援策の概要

32. 被災者支援策の概要

33. 被災者支援策の概要

34. 被災者支援策の概要

35. 被災者支援策の概要

36. 被災者支援策の概要

37. 被災者支援策の概要

38. 被災者支援策の概要

39. 被災者支援策の概要

40. 被災者支援策の概要

41. 被災者支援策の概要

42. 被災者支援策の概要

43. 被災者支援策の概要

44. 被災者支援策の概要

45. 被災者支援策の概要

46. 被災者支援策の概要

47. 被災者支援策の概要

48. 被災者支援策の概要

49. 被災者支援策の概要

50. 被災者支援策の概要

51. 被災者支援策の概要

52. 被災者支援策の概要

53. 被災者支援策の概要

54. 被災者支援策の概要

55. 被災者支援策の概要

56. 被災者支援策の概要

57. 被災者支援策の概要

58. 被災者支援策の概要

59. 被災者支援策の概要

60. 被災者支援策の概要

61. 被災者支援策の概要

62. 被災者支援策の概要

63. 被災者支援策の概要

64. 被災者支援策の概要

65. 被災者支援策の概要

66. 被災者支援策の概要

67. 被災者支援策の概要

68. 被災者支援策の概要

69. 被災者支援策の概要

70. 被災者支援策の概要

71. 被災者支援策の概要

72. 被災者支援策の概要

73. 被災者支援策の概要

74. 被災者支援策の概要

75. 被災者支援策の概要

76. 被災者支援策の概要

77. 被災者支援策の概要

78. 被災者支援策の概要

79. 被災者支援策の概要

80. 被災者支援策の概要

81. 被災者支援策の概要

82. 被災者支援策の概要

83. 被災者支援策の概要

84. 被災者支援策の概要

85. 被災者支援策の概要

86. 被災者支援策の概要

87. 被災者支援策の概要

88. 被災者支援策の概要

89. 被災者支援策の概要

90. 被災者支援策の概要

91. 被災者支援策の概要

92. 被災者支援策の概要

93. 被災者支援策の概要

94. 被災者支援策の概要

95. 被災者支援策の概要

96. 被災者支援策の概要

97. 被災者支援策の概要

98. 被災者支援策の概要

99. 被災者支援策の概要

100. 被災者支援策の概要

5

事業継続が困難な関与先へのアドバイス



震災の発生により、事業環境は激変した。

ビル内に小売店舗を持つ事業者は、ビルの全壊、または使用禁止の措置により、直後から営業休止となり、再開のメドが立たず、既に発行していた支払手形の決済ができず、倒産の危機に見舞われた。

工場が全半焼した事業者は、製造が不能となり、工場の再建まで事業休止に追い込まれた。その再建には多大の資金がいるが、その調達は困難である。

被害の少なかった事業者においても、建物、備品の修復費の負担を融資で賄ったが、その返済の資金繰りに窮することとなった。

また、被災によって、帳簿書類等の全部、または一部を消失し、売掛金の請求や、税務申告もできなくなってしまった事業者も多い。

帳簿書類等がなくなることによって、今後の事業活動に大きな障害となった。

被災地では、人口の流出、災害関連費の支出に伴う消費の落ち込みがでており、これが震災不況となって、各企業の売上減少として顕在化しており、好転の見通しは難しい状況にある。

建設関係だけは、震災の復旧工事で潤っているが、被災地企業の一部に過ぎない。

このような被災地の企業は税理士事務所に対して、経営上、財務上のアドバイスを、普段にも増して期待している。

資力喪失

被災で支払能力を喪失した企業に対しては、手形決済の中止やジャンプの申し入れ、借入金返済の停止や返済期間の延長願い、従業員の解雇または一時休暇の措置、店舗の閉鎖などを、早急に、かつ果敢な決断をしなければならず、その相談者としての税理士もまた苦しい判断をしなければならなかった。

震災融資

震災融資については、担保力のある企業については、かなり簡単に融資が受けられたので、返済計画もなく実行してしまうケースも多く、経営見通しと返済計画をにらんだ融資条件等について、十分なアドバイスをしなければならなかった。

雇用保険

労務面については、失業給付の特例給付、雇用助成金の特別措置が実施されたため、休業手当による給与減額で切り抜けるか、解雇するかの判断にも立ち会うことになった。

このような深刻な内容の相談は、被災地の税理士事務所にあつては、必ず数件の関与先で発生したであろうと思われる。

税理士の側においても、日頃のルーチン化された業務ではない非常事への対応であり、この問題を関与先とともに検討するためには、短期の集中した情報収集が不可欠であった。

優先借地権

また、罹災地借地借家臨時処理法の施行による優先借地権等の問題についての相談も多かったと思われる。この問題については、法律関係がよく分からず、弁護士を講師に招いての勉強会を持ち、対応した事務所が多かった。

法律相談

非常時には、思わぬ相談があるもので、倒壊した借家の敷金は全額返す義務があるのか、被災で使えなかった借家、貸ビルの賃料は、払わないでよいのか、リース物件の修繕費はどちらが持つのかなど、主として法律事案の相談があり、弁護士事務所と協議するケース

もあった。

被災地では、さまざまなトラブルが発生し、裁判事案が急増した。

土地区画整理

土地区画整理法の施行地域になった土地では、極めて困難な事態となった。

建物の建築制限、減歩率による地積減少によって、建物の共同化を目指す以外に方法がないにもかかわらず、地主相互の協議が整わないケース、自治体の都市計画案に強く反発する住民とのトラブルなど、現在に至っても解決の方途が見えない問題も残っている。

このような地域に店舗などの営業拠点をもち企業は、撤去を前提とした仮設店舗等での営業に踏み切るかどうかで苦悩した。

関与先へのアドバイス

1. 震災関連融資の情報提供
2. 手形決済の凍結、または期日延期
3. 借入金の返済停止、返済延期
4. 失業給付の特例給付、雇用調整助成金の情報提供と相談
5. 社会保険料、各種租税の徴収猶予
6. 一般債務の支払い一時停止
7. 関与先の情報交換

生産日本一



阪神大震災
有

破壊した大量の瓦を
淡町松帆、明日竊業

1995年(平成7年)2月7日 火曜日 甲申 戸 新 開

阪神大震災

再起へ職を資金を

阪神大震災から六日の三週間、神戸・阪神間にあつた六つの警察定所には、職を求めた人や、助成金や保険金で当分のやりくりをしようとする者が大ぜいゐた。三の三週間、何にもあられなかった」ととにかく生きているあんなんら。家族はいい、緊要は、そして事起つた不意にっぱの人たちが、すぐるような思いで、福寿のドアをたたいた。

すぎる思い：
 続職安
 々に

所。一階奥にある雇用調
助成金受付カウンター
は、業務開始直後からひ
きりなしに相談者が訪
い。いずれも従業員の方
を確保し、何とか再び
めざす事業主ばかりだ
その一人、東薺区の男
は初めて雇安に足を
んだ。

ボウチンといふ學生が、
ここにやつてきた。天の
男が結婚してから一年のち
にまた歸されてゐた。そ
れは運動かでないと思へ
うとばかり考ふるものな
らぬ。

(一) 語す

一日、機を紡ぐのを業
者の多くも、雇用陳の多
く相續し來りて居る所
にて、人々が同様に、皮
膚を剥ぎ取られて居る。

「二三年で放出さ
れるとは思わなかつたのだ」
との聲が響き渡ると、
露笑は記憶喪失

保護女性の
写真を公開

明石署は神木義典の深
夜、明石市街へ侵入した
ことを、新聞紙上につづ

ある人を隠している。
女性は一〇七、三〇千円を
身元が分からない女性
女姓や五十歳以上の人の牌
探しはきつーと話してい
る。

女性は二十歳ぐらい。薄黄色に赤のストライプのバジヤマ上下、白シャツと黒カーディガン、紺色ストラップをはき、黒ショートブーツをはいていた。

耐震ストロブ落とし穴？

8件中6件火だねに

阪神・震災の火災で、転と思われるケースがある。例すれば阪急電鉄は、その耐震とが六日、神戸大学工学部では地震と転倒、火は消えたものの、余震や落下物など耐震ストープは、一般に、

神戸の商店街、小売市場

4分の1が全壊

市經濟局調查

取柄を發見して、押入の四角の商店街、小売市場の約四分の一が、金庫または焼失したことが、神戸市経済調査の調査分かった。燃焼の跡もまだ店舗では、再開の動きも出てきているが、大抵は復興のめどがつかない、状況といつ。

近畿高等学校
選「ソフトテニ
ス」三月に
なる金剛高校
と神戸女子商
別校で出場す
る上申書を
本ソフトニ
本「ソフトニ
」

し、政府に陳情する。
要望は復興に向け特別法を制定し、金融・税制面での特例措置をとるよう強調。
▽制度継承の経済道筋を明
別枠で、
ソフトテニス
進計画なども

分に金属製のフタがかぶるなどし、十数秒以内に火が消えるようになってい
る。ところが、同教授が
調べたところ、石油スト
ーブが原因とみられる火
災が、神戸市内で計八件
あり、うち耐震装置付き
が六台、ないものが二台

6

震災特別融資の指導



大震災の恐怖や惨事の次に気になるのは、「支払い」である。多くの関与先は、自らの被災の大小を問わず、震災地域が広がったので、日頃の商取引上の信用は維持したいが、売掛債権が回収できるかどうか、手形決済・買掛債務・給料の支払いができるかどうかを危ぶんだ。期日目前の支払手形が不渡り扱いになってしまうのか、銀行借入金の返済が滞れば期限の利益を失い一括返済を迫られるのか心配した。幸いにも、災害時の銀行は、取り扱いを鮮明にし、手形決済の一時凍結や借入金の返済期限の延期などを発表し、当座の資金繰りの面で、被災地域の中小企業は救われた。

多くの会員は、関与先に支払いの一時停止をアドバイスしたり、災害時における手形に関する銀行の取り扱いを説明して、関与先を安心させた。

アンケート結果によれば、税理士の多くは、税理士会が、国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、兵庫県・神戸市その他各市の災害復旧貸付（災害復旧緊急融資）の情報を流したり、研修会・説明会を持ったことに意義があったと感じている。関与先の資金繰りに関する心配事に対し、適切なアドバイスができて、大いに役立ち喜ばれた。

災害復旧緊急融資

この災害復旧緊急融資は、年利2.5%、3年据え置きで、各民間金融機関が直接、被災者に貸し出しするものであったが、兵庫県や神戸市などが「復興基金」を開設し、その2.5%の利息を3年間補給するという制度であった。

また、金融機関は、貸出金の一定割合を復興基金から預託され、その運用収益も期待できるので、競って貸し出しを行った。

ただ金融機関の窓口や担当者によっては、被災で担保物件を失っているにもかかわらず、融資申込者にそれを要求したり、保証人を要求したり、事業が被災して経営の見通しが立たないのに、その返済計画の提出を求められたり、被災した事業者が困惑した場面も少なくなかった。企業の被災状況は、全壊・半壊・一部損壊と様々であるが、大方の企業において、建物及び設備の災害復旧のための必要な資金は、多額となり、返済計画の立案は難しかった。

各種相談会の開催

税理士会が参加した「震災復興特別相談会」などの席上、国民金融公庫などの融資の細かい取り扱いを知る機会があった。また、弁護士、司法書士、土地家屋調査士その他の専門諸団体との共催で実施された「被災者のための合同相談会」で知り得た「罹災都市借地借家臨時措置法」の知識は、関与先の事業の再開の可否、震災後長期にわたって必要な資金の計画に、大いに参考になった。災害時には、設備面の損害額が大きく、資金計画には、借地借家を考慮した事業再開の目途、災害後の経済情勢など金融事情以外の事情が大きく影響する。この意味で、今後とも災害時には、税理士会において、関連情報を幅広く組織的に収集する必要がある。

ほとんどの税理士が、その関与先に対して、兵庫県・各市の「災害復旧緊急融資」について、是非それを活用するよう案内し、その申込書の作成を手伝っている。企業の被害が大きいゆえに、企業自身も貸し手の金融機関も、その返済計画に最大の関心を持っている。日頃、事業の収支状況を見ている税理士にとって、この返済計画の作成は、被災関与先から大いに感謝されたものである。

なかには、税理士自身が被災したため、関与先の災害復旧資金の融資手続きが間に合わず後悔している会員がいる。それほど、税理士は、税務に限らず、金融の面においても、中小企業の良き相談相手として自他ともに認めている実態が浮き彫りになってくる。総じて、中小企業への金融についても、税理士の社会的使命感は、非常に強いものがあつた。

1月の神戸 手形交換 未決済0.7%

神戸手形交換所は二日、一月の手形交換高をまとめ、一月の交換高は三十二万二千五百五十六枚、七千三百六十一億九千九百万円で、済できなかった未決済手形は三千二百九十七枚で、全体の交換枚数に占める比率は〇・七％にとどまった。神戸銀行協会は「最悪の場合は一割に達すると懸念したが極めて低率ですんだ。決済システムは順調に推移している」と話している。

未決済手形は全体で二千五百三十九枚と前月(三百七十六枚)の六・七五倍に急増したが、そのうち約九割の二千二百九十七枚が震災による日銀の特例措置で繰り延べ扱いとなった。

金融特別措置を実施

通帳なくても払い戻しに 兵 庫

大蔵省と日本銀行は十七日、阪神大震災の直撃を受けた兵庫県と大阪府内の金融機関が、預金者の便宜をはかるため、緊急時の金融特別措置を取ると発表した。期間は二十日まで。

内容は、①預金証書や通帳を紛失しても、預金者の確認をしたうえで払い戻しに応じる②印鑑がない場合は母印で代用する③定期預金・積金の期限前の払い戻しに応じ、定期預金・積金を担保とした貸し出しに応

じる④地震の障害で支払期日が経過した手形は不渡りにせず、話し合いをして便宜をはかる⑤国債を紛失した場合に相談に応じる——などとなっている。

政 府

また、生命保険会社も契約者に対して、①保険金の支払いは迅速にする②生命・損害保険料は被災状況に応じて猶予期間を延長することになった。

近畿郵政局は被災者のために、兵庫県内の郵便局では、郵便貯金について、通

帳、証書、印鑑などがなくても、本人が確認できれば、三十万円を上限に、貯金を支払う措置を始めた。来月十六日まで。

低利融資制度発動へ

政府は十七日、阪神大震災の被災者救済、災害復旧のため国民金融公庫や住宅金融公庫を通じた低利融資制度を緊急発動する方針を固めた。低利融資は、被害を受けた中小企業の設備・運転資金と倒産・損傷した家屋の復旧などに対して行う。中小企業に対しては、国民金融公庫と中小企業金融公庫、商工組合中央金庫

の中小三機関を通じて、災害復旧貸付制度(基準金利は年四・九%)を適用。住宅復旧については、災害復興住宅貸付制度を適用、貸付金利は四・一五%になる。

7

事務所の被害状況



事務所の被災については、所有事務所、賃借事務所、自宅併設事務所など、事務所設置の態様によって、異なった困難が発生した。

自宅併設事務所

職住分離の事務所では、事務所、自宅のどちらかが軽微な被災にとどまれば、被災を受けた一方の対策をすればよかったが、自宅併設事務所が被災にあった場合には、全半壊で使用不能となると、まず生活の確保のため避難所に身を置きながら、事務所移転場所と自宅探しをしなければならず、過重な負担がかかることになった。

所有事務所

所有事務所では、建物の被災があった場合、相当の修繕費等の負担が発生し、特に全半壊の場合には多額の資金負担を強いられた。区分所有のビルにあっては、共有者間の合意が難しく、精神的にも経済的にも多大な負担となった。

賃借事務所

賃借事務所では、建物の被災については、修繕費などの費用を家主が負担するケースが多く、借主は、事務所内の備品等の費用を負担するだけでよかったため、所有事務所に比べて経済的には軽減された。例え全半壊であっても、代替事務所に移転をすることで、建物修繕費の負担は免れることができた。

しかし、中には家主に復旧費の負担能力がなく、やむなく賃借人が負担せざるを得ないところもあった。

事務所移転

被災後の事務所探しは、組織力のある企業や需要を見込んだ不動産業者が、地震後数日

の間に都心部の貸し事務所を手早く予約し、押さえてしまったため、一時的に事務所の需要が逼迫し、なかなか適当な事務所が見つからなかった。

特に被災後は交通の便が悪く、職員の通勤の都合を考慮したり、余震を警戒して危険な建物のあるところを回避したりしなければならず、移転はかなり困難であった。

移転に際しては、電話の確保、コンピュータ設置、電気、ガス、水道の状況なども同時に充足しなければならなかった。

また、一時的に二、三カ所に事務所機能を分散しなければならないところもあった。

移転場所が見つかるまでは、休業したり、職員に在宅勤務をさせたりした。

このように、困難な事務所探しではあったが、友人の税理士や、関与先などの応援を得て、何とか解決の方向に向かっていった。

また、小規模な事務所では、職員を解雇し、自宅に移転したところもあった。

近隣に適当な場所がなく、一時的に支部の所在地域外に事務所を移転したところも多かった。

本会では、このような状況に配慮して、「仮事務所」の制度を設けて、一時的に支部の所在地域外に事務所を移転した場合には、支部の移転をしなくてもよいこととした。

仮事務所の届出状況

平成7年3月31日現在	155人
平成7年12月26日現在	117人
平成8年8月31日現在	74人

仮設事務所の取り扱いは、震災後2年間で決定したが、被災地の復興が進まず、未だ当初の支部に事務所設置ができない事務所も存在している。

アンケート

事務所の被害状況をお聞かせください。

(1) 事務所職員の被害

- (a) 死亡 3人 (b) 重傷 23人
- (c) 軽傷 23人 (d) なし 610人

(2) 事務所の建物の被害

- ① 建物は
 - (a) 自己所有 311
 - (b) 賃借 384
- ② 被害は
 - (a) 全壊全焼 136
 - (b) 半壊半焼 167
 - (c) 一部損壊 389
 - (d) なし 163

(3) コンピューターや備品の被害

- ① コンピューター機器の被害
 - (a) 有 271 (b) 無 469
- ② コンピュータ・データの被害
 - (a) 有 108 (b) 無 597
- ③ 保管庫等備品の被害
 - (a) 有 510 (b) 無 285

アンケートによると、被災地の人的被害は上表のようになっているが、本会の被災地に対する調査集計では、死亡9人（税理士4人、家族1人、職員3人）、重軽傷6人となっている。震災は早朝の無人の事務所で発生したが、勤務時間帯に起きていれば、想像を絶する人的被害が発生したであろうと推察される。

物的被害については、広範な地域に被害が及んでいる。全壊（全焼を含む。）はアンケートの回答では、上表の通りであるが、被災地に対する調査集計では、380件以上となっており、大きな被害が出ている。事務所ビルの全壊、全焼のため、事務所内のすべての書類、

備品等を喪失した例も出ている。

建物被害なしと回答した事務所は、全回答者のうち、約20%にすぎない。

建物被害なしと回答した事務所でも、備品等の被害は発生しているところもあり、ほとんどの事務所で何らかの物的被害が発生したと考えられる。

体験談

震災2日後の1月19日神戸市灘区の事務所の被害程度（状況）が気になり、自宅の明石を出発して徒歩にて11時間歩いて到達しましたが、類焼によって事務所は跡形もなく無残な姿をさらし出しているのを見て絶句し茫然自失した。

無理して長時間の歩行がたたり、左膝を痛めこれ以上の歩きも困難となり、当夜は近所の屋外避難所に合流させてもらい焚火をしながら一睡もできずに夜を明かしましたが、疲労と睡眠不足をかかえて、翌20日朝に近所の屋内避難所の市立烏帽子中学校の三階教室に移って21日、22日と過ごして、翌23日午後迎えに来てもらった息子の自転車に相乗りして明石の自宅に戻り帰った次第でした。

自宅と事務所が離れているので、事務所内外の様子が全く分からず不安だった。

翌日にオーナーと電話連絡ができ、建物が無事だったことが分かり安心した。

3日目に事務所へ入ると備品が全部倒れ、ひどい状況、片付けに2日間を要した。

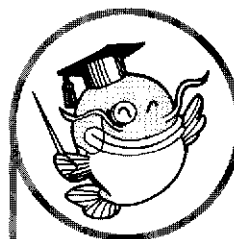
自宅は、建築業者が被災地外の業者であったため、比較的早く応急修理をする

ことができた。

各地からの見舞の電話には、随分励まされ感謝した。バイクを持っていたので随分助かった。

事務所を心配して、5日目に交通も途絶し余震続きの中を、神戸までの約23kmを43号線、2号線そして神戸山手幹線と迂回を繰り返しながら、往復10時間余り掛けて見に行きました。

ビル被害の最も大きい三宮地区にありながら、奇跡的に大した被害もなく残り、2時間程後片付けをして午後1時に事務所を出て、帰宅したのが午後7時半過ぎでした。



防災の心得

事務所

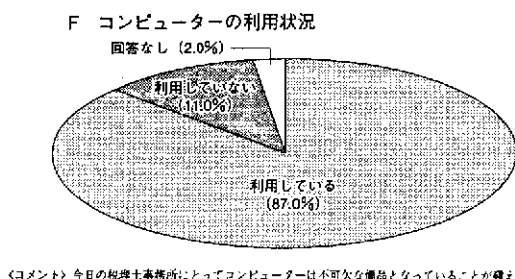
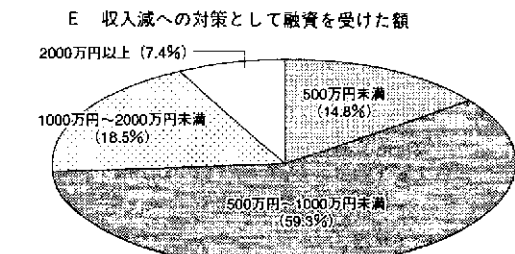
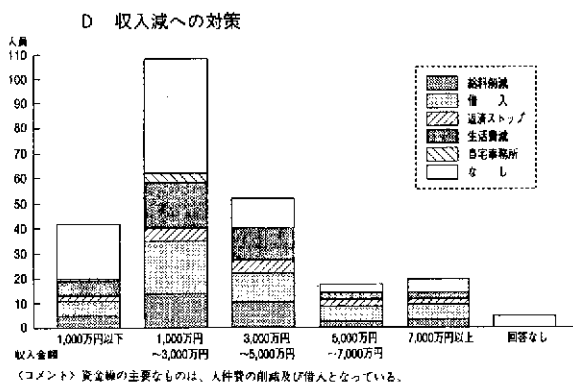
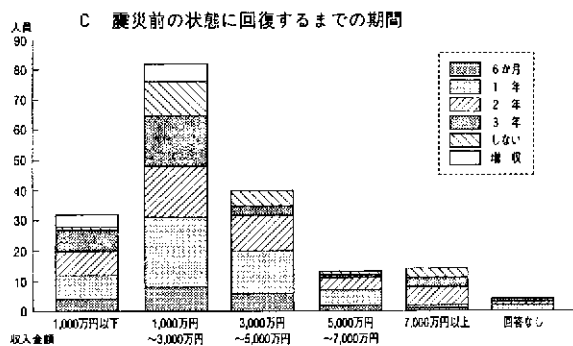
- ① 耐震性のある建物に事務所を設置する。
- ② 所有事務所より賃貸事務所の方が被災に対して有利である。
- ③ 地震保険への加入。

平成8年(1996)2月15日(木曜日)

税 理 士 界

(第二種郵便物認可)

第1097号 (10)



近畿税理士会神戸支部 (第一種郵便物) では、昨 年二月十日に発生した阪 神・淡路大震災によって、 ほとんどの会員が何らかの 損害を受けていることが判 明したため、震災が支部会 員の事務所経営に与えた影 響についてアンケート調査 を行った。

支部会員二百人から回答 を得たが、それによると、 全額と関連先事業所数は 一千二百九社にのぼって いる。このため、ほとんどの 支部会員の顧問料収入が 減少し、中には震災前に比 べ、四〇%以上の減収とな った者もいた。

今後の見通しとしては、 一年ないし二年以内に震災 前の状態に回復するとの回 答が最も多く、復旧作業が 着実に進んでいることが窺 える。明らかな見通しは、 事務所全・半壊により 被害されたコンピュータ への被害状況もあわせて調 査した。震災の大きさに比 べると、被害は軽微であ ったが、データの危機管理 については、バックアップ

近畿税理士会神戸支部

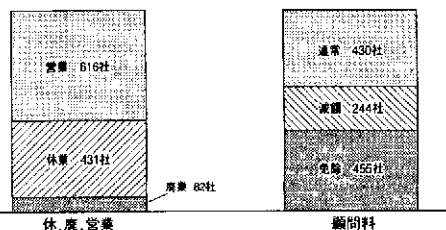
阪神・淡路大震災に 関するアンケート報告

アンケート集計結果

送付数: 372(勤務税理士を除く)
回答数: 200
回答率: 54%
実施日: 平成7年6月30日

A 震災で被害を受けた関与先事業所数と顧問料

(全体1,129社/1人当たり5.6社)



B 震災以後、月額顧問料収入の減少推移

